

# 鳥取縣公報

## 條例

鳥取県條例第三十八号

職員の勤務時間に関する條例を次のように定める

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

職員の勤務時間に関する條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四條第六項の規定に基き、職員の勤務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第二條 職員の勤務時間は、一週間について四十時間を

昭和二十六年九月十八日  
号 外

火曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

下らず、四十八時間をこえない範囲内において、人事委員会規則で定める。

2 任命権者は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前項に規定する勤務時間により難いものがあると認める場合においては、人事委員会の承認を得て前項に規定する時間の範囲内において、前項の人事委員会規則で定められた勤務時間を変更することができ

3 前二項に規定する勤務時間の割振は、任命権者が月曜日から土曜日までの六日間において行うものとする。但し、特別の勤務に従事する職員については、この限りでない。

(勤務を要しない日及び休憩時間)

第三條 日曜日は、勤務を要しない日とする。

2 任命権者は、一日の勤務時間が六時間をこえる場合においては四十五分、八時間をこえる場合においては一時間の休憩時間をそれぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

3 勤務条件の特殊性により第一項又は前項の規定により難いときは、任命権者は、人事委員会の承認を得て勤務を要しない日又は休憩時間につき別段の定をすることが出来る。

(休息时间)

第四條 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、人事委員会が定める基準に従い、休息時間を置くものとする。

(非常勤職員の勤務時間)

第五條 非常勤職員の勤務時間は、人事委員会の定める基準に従い、任命権者が定める。

(この條例の施行に關し必要な事項)

第六條 この條例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行する。  
2 この條例に基く人事委員会規則が定められるまでは、なお従前の例によるものとする。

鳥取県條例第三十九号

職員に限りに關する手続及び効果に關する條例を次のように定める

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

職員の分限に關する手続及び効果に關する條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十二年法律第二百六十一號。以下「法」という。)(第二十八條第三項の規定に基き職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に關し定めることを目的とする。  
(降任、免職及び休職の手続)

第二條 任命権者は、法第二十八條第一項第二号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同條第二項第一号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師二名を指定してあらかじめ診断を行わなければならない。

2 職員の意に反する降任、若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第三條 法第二十八條第二項第一号の規定に該当する場合における休職の期間は三年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第二十八條第二項第二号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属す

る間とする。

第四條 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中給料の三分の一を支給する。

3 結核性疾患のため長期の休養を要する場合の休職においては、前項の規定にかゝらず、その休職の期間の範囲内において三年まで給与の全額を支給する。

(この條例の實施に關し必要な事項)

第五條 この條例の實施に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県條例第四十号

職員懲戒の手続及び効果に關する條例を次のように定める

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

職員懲戒の手續及び効果に関する條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十九條第二項の規定に基づき、職員懲戒の手續及び効果に關し定めることを目的とする。

(懲戒の手續)

第二條 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第三條 減給は、一日以上六月以下給料及びこれに対する勤務地手当の合計額の十分の一以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

第四條 停職の期間は、一日以上六月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。  
3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されなす。

(この條例の實施に關し必要な事項)

第五條 この條例の實施に關し、必要な事項は、人事委員會規則で定める。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

鳥取県條例第四十一号

昭和二十四年八月鳥取県條例第五十三号鳥取県職員定數條例の一部を次のように改正する

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県職員定數條例中改正條例

第一條 中「及公安委員會」を「公安委員會、人事委員會及び農業委員會」に改める。

第二條 第一号中吏員「一、四五七人」を「一、四四八人」に、その他の職員「一、二〇〇人」を「一、一九六八」に、計「二、六五七人」を「二、六四四人」に、第六号中吏員相当職員「一四八人」を「二六八」に、その他の職員「三二八人」を「二九八」に、第八号中「吏員以外の職員二人」を「吏員相当職員一人」「その他の職員一人」「計二人」に改め、同号の次に左の二号を加える。

九 人事委員(事務局長) 一人  
会の事務(吏員相当職員(事務局長を除く)) 八人  
部局の職(その他の職員) 四人  
計 十三人

十 農業委員會の事(書記) 三人  
務部局の職員

第三條中「第七号及第八号」を「第七号から第十号」に改め、「又は」を削り公安委員會の次に「人事委員會又は農業委員會」を加える。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。但し、人事委員會に關する部分及び第二條第一号中の改正規定は昭和

二十六年七月一日から、農業委員會に關する部分の改正規定は農業委員會成立の日から適用する。

鳥取県條例第四十二号

昭和二十二年六月鳥取県條例第十八号県會議員等給与條例の一部を次のように改正する

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

県會議員等給与條例中改正條例

第五條の二中「七百元」を「千円」に改める。  
第五條の三第二項中「七百元」を「千円」に改める。

別表(一)中

県會議員	同	月額	一〇、〇〇〇円
同副議長	同		八、〇〇〇円
同	同		五、〇〇〇円

00752

県会議長	月額	一八、〇〇〇円
同副議長	同	一五、〇〇〇円に改める。
県会議員	同	一二、〇〇〇円

附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年五月一日から適用する。
- 2 県会議長、同副議長及び県会議員が昭和二十六年五月一日以後の分として既に支給を受けた報酬は、この條例による報酬の内払とみなす。昭和二十六年五月以後において、既に支給を受けた月額旅費及び滞在費についても同様とする。

鳥取県條例第四十三号

昭和二十二年六月鳥取県條例第十九号知事、副知事等給

与條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

知事、副知事等給与條例中改正條例

第二條中「知事月額三〇、〇〇〇円」を「知事月額四五、〇〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年三月三十日より適用する。
  - 2 昭和二十六年三月三十日以降の分として既に支払を受けた給料は、この條例による給料の内払とみなす。
- 鳥取県條例第四十四号  
昭和二十三年十一月鳥取県條例第七十六号教育委員等給与條例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00753

教育委員給與條例中改正條例

第二條中「七千五百円」を「一万三千五百円」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 削除

第四條第一項中「県外に」を削る。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十六年九月一日から適用する。

鳥取県條例第四十五号

昭和二十五年八月鳥取県條例第三十二号鳥取県旅費支給條例の一部を次のように改正する

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県旅費支給條例中改正條例

第三條中「土木出張所、」の前に「家畜保健衛生所、」

を加える。

別表第二号表中「雇、」の前に「嘱託、」を加える。

附 則

この條例は、昭和二十六年九月一日から施行する。

鳥取県條例第四十六号

昭和二十四年三月鳥取県條例第六号鳥取県吏員等恩給條例臨時特例の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県吏員等恩給條例臨時特例中改正條例

第三條第一項中「三万円」を「五万円」に、「二十万円」を「二十五万円」に、「二十三万円」を「三十万円」に、「二十六万円」を「三十五万円」に、「三十五万円」を「四十五万円」に、「四十五万円」を「六十万円」に改め、同條第二項中「第九條から第十條の七までの規定」を「の課税総所得金額の計算に関する規定」に改める。

第十七條を次のように改める。  
 第十七條 削除  
 附 則

- 1 この條例は、公布の日から施行する。但し、第三條の改正規定は、昭和二十六年七月分の恩給から適用し、第十七條の改正規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。
- 2 この條例施行前に給与事由の生じた恩給を受ける権利の裁定については、なお、従前の例による。
- 3 昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給料、増加恩給料又は扶助料については、昭和二十六年一月分以降、その年額を恩給料年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の假定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出した年額に改定する。
- 4 旧鳥取県吏員等恩給條例臨時特例（昭和二十二年四月鳥取県條例第十三号）第五條又は従前の第十七條の規定が適用された恩給について前項の規定を適用する

場合においては、その者の退職又は死亡当時における俸給の額により計算した俸給年額をもつてその恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額とすることができ。

5 前二項の規定による恩給年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附則別表

恩給料年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	假定俸給年額
三八、二〇八	四六、二〇〇
三九、三〇〇	四八、〇〇〇
四〇、四二八	四九、八〇〇
四一、五九二	五一、六〇〇
四二、七八〇	五三、四〇〇
四四、〇〇四	五五、二〇〇
四五、二六四	五七、〇〇〇
四六、五六〇	五八、八〇〇

四七、八九二	六〇、六〇〇	七七、三七六	一〇四、四〇〇
四九、二六〇	六二、四〇〇	七九、五九六	一〇八、〇〇〇
五〇、六七六	六四、二〇〇	八一、八七六	一一一、六〇〇
五二、一二八	六六、〇〇〇	八四、二二六	一一五、二〇〇
五三、六一六	六八、四〇〇	八六、六二八	一一八、八〇〇
五五、一五二	七〇、八〇〇	八九、一一二	一二一、四〇〇
五六、七二四	七三、二〇〇	九一、六五六	一二六、〇〇〇
五八、三五六	七五、六〇〇	九四、二八四	一二九、六〇〇
六〇、〇二四	七八、〇〇〇	九六、九八四	一三三、二〇〇
六一、七四〇	八〇、四〇〇	九九、七五六	一三六、八〇〇
六三、五〇四	八二、八〇〇	一〇二、六一二	一四〇、四〇〇
六五、三二八	八五、二〇〇	一〇五、五五二	一四五、二〇〇
六七、二〇〇	八七、六〇〇	一〇八、五六四	一五〇、〇〇〇
六九、一二〇	九〇、〇〇〇	一一一、六七二	一五四、八〇〇
七一、一〇〇	九三、六〇〇	一一四、八七六	一五九、六〇〇
七三、一二八	九七、二〇〇	一一八、一六四	一六四、四〇〇
七五、二二八	一〇〇、八〇〇	一二一、五四八	一七〇、四〇〇

00756

一二五、〇二八	一七六、四〇〇
一二八、六〇四	一八二、四〇〇
一三三、二八八	一八八、四〇〇
一三六、〇六八	一九四、四〇〇
一三九、九六八	二〇〇、四〇〇
一四三、九七六	二〇六、四〇〇
一四八、〇九二	二一二、四〇〇
一五二、三四〇	二一九、六〇〇
一五六、六九六	二二六、八〇〇
一六一、一八四	二三四、〇〇〇
一六五、七九二	二四一、二〇〇
一七〇、五四四	二四九、六〇〇
一七五、四二八	二五八、〇〇〇
一八〇、四四四	二六六、四〇〇
一八五、六〇四	二七四、八〇〇
一九〇、九二〇	二八三、二〇〇
一九六、三八〇	二九一、六〇〇

二〇二、〇〇八	三〇〇、〇〇〇
二一九、八四〇	三三六、〇〇〇
一三九、二八〇	三七二、〇〇〇
二六〇、四〇〇	四〇八、〇〇〇
二八三、四四〇	四四四、〇〇〇

退職料年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、退職料年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三八、二〇八円未満の場合においては、その年額の千分の千二百九倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、それを切り捨てる。）を退職料年額の基礎となつてゐる俸給年額が二八三、四四〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千五百六十七倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

00757

鳥取県條例第四十七号

昭和二十四年八月鳥取県條例第五十六号鳥取県職員退職手当支給條例の二部を次のように改正する。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県職員退職手当支給條例中改正條例

第二條を次のように改める。

第二條 この條例で「職員」とは、左に掲げる職員で常勤のものをいう。

- 一 知事
- 二 學識経験を有する者の中から選任された監査委員
- 三 人事委員会の委員
- 四 知事の事務部局の職員
- 五 議会の事務部局の職員
- 六 選挙管理委員会の事務部局の職員
- 七 監査委員の事務部局の職員
- 八 教育委員会の事務部局の職員

九 教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の事務部局の職員

事務部局の職員

- 十 勞働委員会の事務部局の職員
- 十一 公安委員会の事務部局の職員
- 十二 人事委員会の事務部局の職員
- 十三 農業委員会の事務部局の職員
- 十四 公立の学校の校長、教員及び事務職員

第三條中「俸給日額」を「給料日額」に改める。

第四條中「俸給日額」を「給料日額」に改める。

第五條中「俸給」を「給料」に改める。

第六條中「俸給日額」を「給料日額」に、「俸給月額」を「給料月額」に改める。

第七條第二項第一号の前に次の一号を加え、第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げる。

- 一 任期満了のため退職した者が、次の任期において再び職員となつたとき。

第八條第一項第二号を削り、第三号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。但し、第二條の改正規定中第三号の部分は昭和二十六年六月十二日から、第十二号の部分は昭和二十六年七月一日から、第十三号の部分は農業委員会成立の日から適用する。

# 鳥取縣公報

## 規 則

### ◇鳥取縣規則第六十三号

鳥取県吏員等恩給條例臨時特例中改正條例（昭和二十六年九月鳥取県條例第四十六号）附則第三項及び第四項に規定する恩給の改定に關する手續を次のように定める。

昭和二十六年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県吏員等恩給條例臨時特例中改正條例附則第三項及び第四項に規定する恩給の改定に關する手續

第一條 鳥取県吏員等恩給條例臨時特例中改正條例（昭和二十六年九月鳥取県條例第四十六号。以下「改正條例」という。）附則第三項及び第四項の規定により改定すべき退隱料、増加退隱料又は扶助料（以下「改定

昭和二十六年 九月 十八日  
外 火 曜 日  
号

本書ノ穴キサハ國定規格A五判

すべき退隱料又は扶助料」という。）の改定手續については、この規則の定めるところによる。

第二條 改定すべき退隱料又は扶助料であつて昭和二十六年九月十八日前の日附のある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たずに、これを改定してその改定年額を表示した新証書を發行する。

第三條 前條の新証書は、権利者の請求を待たずに調製して支給庁を経由して権利者に交付する。

第四條 第二條の新証書の交付を受けた権利者は、新証書受領届（別記様式）に従前の証書を添付し、これを支給庁を経由して鳥取県知事に差し出すことを要する。

第五條 改定すべき退隱料又は扶助料であつて昭和二十六年九月十八日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を發行する。

00785

第六條 改定すべき退職料又は扶助料の証書であつて昭和二十六年九月十八日前の日附のあるものは、昭和二十七年九月十七日限りその効力を失う。

第七條 改正條例附則第三項及び第四項に規定する恩給の改定に関する手續について、この規則に別段の定のない事項については、鳥取県吏員等恩給條例施行細則(昭和十四年二月鳥取県條例第二号)を準用する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取県吏員等恩給條例臨時特例附則第十五條の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手續(昭和二十四年三月鳥取県規則第十六号)は、廢止する。

(別記) 様式

新証書受領届

- 一 証書記号番号
- 一 証書の日附
- 一 恩給年額

右の新証書の交付を受けたので、届け出る。

昭和 年 月 日

現住所

権利者 氏

名 印

鳥取県知事

殿

◇鳥取縣人事委員會規則第七号

職員の分限に関する手續及び効果に関する規則を次のように定める。

昭和二十六年九月十八日

鳥取縣人事委員會委員長 倉 繁 良 逸

00786

職員分限に関する手續及び効果に関する規則 (この規則の目的)

第一條 この規則は、職員分限に関する手續及び効果に関する條例(昭和二十六年鳥取県條例第三十九号)以下「條例」という。(第五條の規定に基き、條例の実施に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務実績の良くない場合の降任又は免職)

第二條 任命権者は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号以下「法」という。)第二十八條第一項第一号の規定により職員を降任又は免職する場合には、勤務成績を評定するに足ると認められる客觀的資料を検討すると共に、その職員を監督する職に在る者の意見を参しやくしなければならぬ。

(適格性の欠除による降任又は免職)

第三條 法第二十八條第一項第三号の規定による職員の降任又は免職は、その職員の有する適格性が他の職に転任させるに適しない場合に行うものとする。(医師の指定)

第四條 條例第二條の規定による診断を行う医師には國家公務員又は地方公務員たる医師を指定しなければならない。但し、特別の事情があるときはその他の医師を指定することができる。

(医師の診断)

第五條 任命権者は、法第二十八條第二項第一号の規定による休職期間が三月を超える場合には、三月毎にその指定する医師に休職者を診断させなければならない。

2 任命権者は、法第二十八條第二項第一号の規定により休職を命じた者を復職させる場合にはその指定する医師に休職者を診断させ、その結果に基かなければならぬ。

3 第一項及び第二項の場合における医師の指定については第四條の規定を準用する。

(不利益処分等の提出)

第六條 任命権者は、職員の意に反する降任、若しくは免職又は休職の処分を行つたときは、法第四十九條の規定による不利益処分に関する説明書の寫を人事委員會

00787

に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣人事委員會規則第八号

職員懲戒の手續及び効果に関する規則を次のように定める。

昭和二十六年九月十八日

鳥取縣人事委員會委員長 倉 繁 良 逸

職員懲戒の手續及び効果に関する規則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、職員の懲戒の手續及び効果に関する條例(昭和二十六年鳥取縣條例第四十号以下「條例」という。)第五條の規定に基き、條例の実施に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(書面の交付)

第二條 條例第二條の規定による書面は、懲戒処分を受ける者の上級監督者立会のもとに、任命権者(委任を

うけたものを含む。)より、その職員に読み聽かせた上、これを交付しなければならない。

(停職者の旅行届)

第三條 停職処分中の職員は、七日以上の期間にわたり住所をはなれようとするときは、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(停職者の日誌)

第四條 任命権者は、必要と認める場合には、停職処分中の職員に対し、生活日誌を作成させ、十日毎に提出させることができる。

(不利益処分の寫の提出)

第五條 任命権者は、懲戒処分を行つたときは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四十九條の規定による不利益処分に関する説明書の寫を人事委員會に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

00788

◇鳥取縣人事委員會規則第九号

人事主任者會議に関する規則を次のように定める。

昭和二十六年九月十八日

鳥取縣人事委員會委員長 倉 繁 良 逸

人事主任者會議に関する規則

(會議の設置)

第一條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の実施に關し、人事委員會(以下「委員會」という。)と県の各機關との間における緊密な連絡及び相互の協力に遺憾のないことを期するため、委員會に人事主任者會議(以下「會議」という。)を置く。

(會議の組織)

第二條 會議は、議長及び委員をもつて組織する。

2 議長は、委員會の委員の中から委員會が指名したものをもつてこれに充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる機關の人事主任者につき、委員會がこれを任命又は委嘱する。

一 知事の事務部局

二 議會事務局

三 監査委員事務局

四 教育委員事務局

五 人事委員會事務局

六 その他必要と認める機關

(會議の職務)

第三條 會議は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 委員會の諮問に答えること

二 各機關の間における人事行政の連絡調整

三 人事行政の重要事項について委員會に建議すること

四 その他必要と認める事項

(會議の開催)

第四條 會議は、毎月一回議長がこれを招集する。

2 議長は、必要があると認める場合には臨時に會議を招集することができる。

(議長の職務代行)

第五條 議長は、疾病、緊急な要務その他やむを得ない

